（別冊資料１）

第１０期介護保険事業計画の策定に向けた介護サービス事業所アンケート結果報告
（概要版）

１　調査概要

■　調査対象　　市内で介護サービスを提供する事業所

■　調査期間　　令和８年６月４日～７月３日

■　調査方法　　調査票への直接記入（回収は電子メール）

■　回答率

介護３施設	案内件数	回答件数	回答率	広域型の居宅サービス	案内件数	回答件数	回答率
	11	9	81.8%		32	19	59.3%
短期入所生活介護	案内件数	回答件数	回答率	地域密着型サービス	案内件数	回答件数	回答率
	6	5	83.3%		19	15	78.9%

２　今後のサービス提供の意向（問１）

問　第１０期介護保険事業計画期間中の事業展開の意向とその理由（影響度が高いもの３つ）についてお聞かせください【複数回答可】

	現状維持	新設	拡充	縮小	廃止
介護３施設 （特養、老健、介護医療院）	9	0	0	0	0
短期入所生活介護 （ショートステイ）	8	0	0	0	0
広域型の居宅サービス （訪問介護、通所介護など）	19	0	0	0	0
地域密着型サービス （グループホーム、小規模多機能など）	13	0	2	0	0

●大半の事業所がサービス量を「現状維持」することを考えている。
（主な理由）
・現在の（従業者）人数で対応が可能である。
・現在のサービス提供で問題がない。
・施設の拡充が難しい。

●グループホームと地域密着型通所介護を提供する事業所で、「サービスの拡充」を考えている。

３　介護サービスの不足感（問２）

問　貴事業所以外の事業所が提供する介護サービスの提供状況（過不足）について、サービス種別毎にお聞かせください。【複数回答可】

■広域型サービス	不足していない	やや不足	不足	大いに不足	判断できず
訪問介護	4事業所	8事業所	6事業所	1事業所	24事業所
訪問入浴介護	2事業所	8事業所	10事業所	4事業所	19事業所
訪問看護	6事業所	6事業所	5事業所	0事業所	26事業所
訪問リハビリテーション	2事業所	6事業所	4事業所	0事業所	27事業所
居宅療養管理指導	6事業所	2事業所	3事業所	1事業所	31事業所
通所介護	15事業所	2事業所	2事業所	1事業所	23事業所
通所リハビリテーション	12事業所	6事業所	2事業所	1事業所	22事業所
短期入所生活介護	8事業所	7事業所	3事業所	1事業所	24事業所
短期入所療養介護	7事業所	5事業所	4事業所	0事業所	27事業所
特定施設入居者生活介護	9事業所	2事業所	2事業所	1事業所	29事業所
介護老人福祉施設	10事業所	4事業所	5事業所	2事業所	22事業所
介護老人保健施設	11事業所	4事業所	4事業所	2事業所	22事業所
介護医療院	8事業所	2事業所	4事業所	3事業所	26事業所

＜　広域型サービスの特徴　＞

●居宅（在宅）サービスの中でも訪問系サービスが不足すると感じる事業所が多い。

＜　在宅介護実態調査結果からの特徴　＞

●在宅介護の主介護者は、「認知症への対応」、「日中の排泄」、「夜間の排泄」に対する不安が大きいことから、訪問系サービス提供の維持が大きな課題である。
また、在宅介護を支援する主介護者は就労継続について、「問題はあるが、何とか続けていける」と回答する前提には、訪問系サービスの継続利用があることから、介護離職の防止という観点からも訪問系サービスの維持が重要である。

●要介護５を持ち、在宅生活続ける高齢者は、「訪問診療」の利用割合が高いことから、介護と医療の両方のニーズを持つ高齢者について、適切なサービス提供体制を確保していくのが重要である。

＜　地域密着型型サービスの特徴　＞

●６つの圏域に共通して、「認知症対応型通所介護」、「地域密着型通所介護」が不足する感じる事業所が多い。

●グループホームは、「不足していない」と感じる事業所がある一方で、御祓・西湊エリア、石崎・和倉・能登島エリア、徳田・高階・田鶴浜エリア、中島エリアでは、「不足する」と感じる事業所がある。

能登半島地震以降、サービス提供を廃止した事業所が複数あることから、そのエリアでのサービスの不足感があると考えられる。

４　事業所運営の課題（問４）

問　事業を運営するうえで、課題となっていること（影響度合いが高いものを３つ以内）についてお聞かせください。【複数回答可】

従業者の採用が難しい	離職する従業者が多い	従業者の能力向上が難しい	収益が少ない	運営費がかさむ	利用者が少ない	利用者ニーズがつかめない	苦情、トラブルが多い	必要な情報の入手が困難	地域との連携が不十分
28事業所	34事業所	13事業所	24事業所	22事業所	13事業所	2事業所	0事業所	0事業所	2事業所

他事業所との連携、情報交換	利用者の意思決定支援	特に課題はない	その他
2事業所	3事業所	0事業所	2事業所

●約半数の事業所では、「人材の確保や育成」が課題となっている。

●人件費の高騰、物価高の影響から「事業所運営が厳しい」状況であると推測できる。

５　介護従業者の不足（問５から問８）

問　従業者の不足度をお答えください。また、現状の業務量や今後の従業者の退職を勘案し不足する人数を教えてください。

職種	現在の人数	不足していない	不足している	不足する人数
介護職員	546人	12事業所	23事業所	57人
看護職員	143人	21事業所	15事業所	23人
介護支援専門員（計画作成担当者）	40人	24事業所	5事業所	5人
生活相談員・支援相談員	31人	24事業所	4事業所	4人
ＰＴ、ＯＴ、ＳＴ、柔道整復師など	27人	17事業所	2事業所	2人
訪問介護員	60人	1事業所	4事業所	8人
サービス提供責任者	11人	4事業所	0事業所	0人
その他（医師、事務職員）	33人	22事業所	3事業所	3人

＜介護職員、看護職員＞

●不足と感じる事業所あたり、介護職員は「２．５人」、
看護職員は「１．５人」が不足している。

＜訪問介護員＞

●不足と感じる事業所あたり、訪問介護員は「２．０人」
が不足している。

＜　介護人材不足の理由　＞

●「募集に対する応募がない」、「事業所のあった適正な人材がいない」という理由が多く挙がっていた。

＜　離職の理由　＞

●採用後の従業者の離職理由として、「他産業と比較した場合の待遇（給料など）の低さ」が最も多く挙がっていた。
●「仕事内容が本人と合わない」、「職場の人間関係が合わない」といった労働環境の不満も多く挙がっていた。

５　外国人従業者の雇用（問９から問１０）

問　貴事業所では、外国人の介護従業者を雇用していますか。【ひとつだけ選択】

	雇用している	希望するが、雇用に至っていない	以前は雇用していたが、今は雇用していない	雇用を検討中である	雇用は考えていない
介護３施設	6事業所	0事業所	0事業所	2事業所	1事業所
広域型居宅サービス	1事業所	1事業所	0事業所	1事業所	15事業所
地域密着型サービス	1事業所	1事業所	0事業所	1事業所	12事業所

「雇用している」場合の外国人の介護従業者の数（令和８年６月現在）

	直接介護を提供する従業者	うち外国人の介護従業者	外国人の介護従業者の割合
介護３施設	270人	32人	10.5%
広域型居宅サービス	15人	1人	6.6%
地域密着型サービス	16人	6人	37.5%
	301人	39人	

＜　外国人の介護従業者　＞

●現在、７事業所で３９名の外国人の介護従業者の方が勤務している。（１１．２%）
●４事業所が今後の外国人の介護従業者の雇用を考えている。

＜　外国人の介護従業者を雇用するうえでの課題

●コミュニケーションや文化の違い、日常生活の移動手段が課題と感じている。

６　介護人材不足の解消に向けた取り組み（問１１から問１２）

問　介護人材不足の解消に向けて有効と考えるものについてお聞きします。（３つまで回答）【複数回答】

賃金の引き上げ	業務における身体的な負担軽減	業務における精神的な負担軽減	介護テクノロジーの導入	外国人の介護人材の受け入れ	職場環境の充実	福利厚生制度の充実	従業者の資格取得や能力向上への支援用	シルバー人材センターなどシニア層の活用	人員基準や運営基準の緩和や見直し	介護職のイメージアップ
35事業所	21事業所	16事業所	9事業所	5事業所	11事業所	1事業所	3事業所	2事業所	8事業所	8事業所

その他
0事業所

●給料、業務負担の軽減、職場環境の充実といった処遇改善が有効と考えている。

●運営にかかる人員基準、運営基準の緩和、介護職のイメージアップも有効と考えている。

問　介護人材不足の解消に向けて行政に期待することについてお聞きします。（３つまで回答）【複数回答】

資格取得や研修参加などの能力向上への支援	介護テクノロジーの導入支援	求職者と事業所のマッチング支援	外国人介護人材受け入れへの支援	シルバー人材センターなどシニア層の活用への支援	介護職のイメージアップや就職促進の取組	学生などの若年層への啓発	その他
7事業所	20事業所	21事業所	12事業所	4事業所	27事業所	17事業所	8事業所

・行政に対しては、「介護テクノロジーの導入支援」、「求職者と事業所のマッチング支援」、「介護職のイメージアップ」が期待されている。

7　介護保険制に対する事業所の意見（自由記載）

＜　介護報酬に関すること　＞

- 燃料や物価高騰等の市況変化が生じても介護保険制度の改正は相当遅れて実施されている。その空白期間に生じる赤字部分が全て事業者負担となっている問題の改善。また、経費増に対しての十分な介護報酬アップが実施されていない。

- 報酬改定において、施設収入の増加では介護サービス報酬自体の引き上げと、利用者負担の増加と大きく２種類があるかと思います。
例えば、今年度の臨時改定で行われた利用料（食費や居住費等）の引き上げによるものでは、直接利用者負担が上がり、結果退居につながってしまうケースがありました。報酬の引き上げより収益の増加率は少ない上に、料金が高くなり稼働が下がる結果につながると施設にとっては、マイナスだと感じています。介護サービス報酬自体の引き上げを強く求めます。

- 燃料や物価高騰等の市況変化が生じても介護保険制度の改正は相当遅れて実施されている。その空白期間に生じる赤字部分が全て事業者負担となっている問題の改善。また、経費増に対しての十分な介護報酬アップが実施されていない。

- 「診療報酬」は、批判もありながらもアップしているのに比べ、「介護報酬」のアップ率が低いように思われる。（特に訪問介護）
国会での声の大きさや関係団体の力加減に大きな差があるように思う。もっと介護報酬アップを訴えて頂きたい。

- 通所介護における入浴介助加算の引き上げを要望する。
- 介護予防支援の最低単位数を「週１回/月訪問看護（30分）」を利用できるよう改定を望む。

＜　介護従業者の処遇に関すること　＞

- 他産業との賃金格差の是正。格差が拡大するばかりで制度対応が遅れている。このままでは必要な介護サービスの提供が困難となり、介護難民が増加する。

- 他産業との賃金格差の是正。格差が拡大するばかりで制度対応が遅れている。このままでは、必要な介護サービスの提供が困難となり、介護難民が増加する。

＜　運営に係る基準緩和に関すること　＞

- 現在、介護業界は他産業と比較しても、人材が集まりにくい職種となっており、これまでの人員基準を維持することは、非常に困難な時代になっている。外国人を採用するにしても、ひとりにかかる採用費用はとても高額なため、介護保険収入では雇用維持は難しい。

 一方で、介護ロボットなどを推奨しているが、大半の介護ロボットは離職防止にはなっても、人材不足を補うほどの効果があるとは思えない。（ロボットは人員基準上の介護職員としてカウントされないため。）

 これらの理由から、人員基準緩和の法改定を求める。ただし、人員基準を緩和することでサービスの低下を招いてはならないため、介護ロボットの併用を条件とするなど、最低限のサービスが提供可能となるようにすべきと考える。
 例えば、２ユニットのグループホームでは、１ユニットごとに夜勤従事者を置くとされているが、これを１名で２ユニットを兼務することを可能とし、その代わり見守り支援ロボットを設置し、緊急時に対応できる体制が確保されていることを条件とするなど。
 また、介護助手についても介護従業者のひとりとして、カウントしても良しとすべきではないかと考える。

＜　その他　＞

- 利用者の基本情報やADL等の情報を一元管理するシステムの構築。アセスメントのための事前訪問の負担軽減や事業所間連携の効率化が期待できる。
- 物価高騰に合わせて、支給限度額の見直しが必要なのではないかと考えます。
- 地域的にも看護師が不足している。通所介護が（入所）施設と併設していれば、何かあれば施設の看護師が対応できる。
- 備蓄品も賞味期限等があるため、定期的な備蓄品整備の補助金や災害時のライフライン機器の購入補助などがあれば良い。
- 利用者の基本情報やADL等の情報を一元管理するシステムの構築。アセスメントのための事前訪問の負担軽減や事業所間連携の効率化が期待できる。
- 加算の算定に係る書類やその他書類作成に大幅に時間がかかるため、省力化（簡素化）を図ってほしい。

第１０期介護保険事業計画の策定に向けた居宅介護支援事業所アンケート結果報告

（　概要版　）

１　調査概要

■　調査対象　　市内の居宅介護支援事業所

■　調査期間　　令和８年６月４日～７月３日

■　調査方法　　調査票への直接記入（回収は電子メール）

■　回答率

	案内件数	回答件数	回答率
居宅介護支援事業所	11事業所	9事業所	81.8%

２　今後のサービス提供の意向（問１）

問　第10期介護保険事業計画期間中の事業展開の意向とその理由（影響度が高いもの３つ）についてお聞かせください。

現状維持	新設	拡充	縮小	廃止
7事業所	0事業所	0事業所	1事業所	1事業所

●多くの事業所は、「現状維持」とすることを考えている。

●ひとつの事業所は、サービス提供を廃止し、現在の従業者及び利用者を新規の居宅介護支援事業所に移行した。

３　介護サービスの不足度（問２）

問　貴事業所以外の事業所が提供する介護サービスの提供状況（過不足）について、サービス種別、日常生活圏域毎にお聞かせください。

■広域型サービス	不足していない	やや不足	不足	大いに不足	判断できず
訪問介護	0事業所	2事業所	3事業所	2事業所	2事業所
訪問入浴介護	1事業所	2事業所	2事業所	2事業所	2事業所
訪問看護	3事業所	2事業所	2事業所	0事業所	2事業所
訪問リハビリテーション	5事業所	2事業所	0事業所	0事業所	2事業所
居宅療養管理指導	5事業所	1事業所	0事業所	1事業所	2事業所
通所介護	2事業所	3事業所	2事業所	0事業所	2事業所
通所リハビリテーション	3事業所	3事業所	1事業所	0事業所	2事業所
短期入所生活介護	3事業所	1事業所	2事業所	1事業所	2事業所
短期入所療養介護	1事業所	3事業所	1事業所	1事業所	3事業所
特定施設入居者生活介護	2事業所	4事業所	1事業所	0事業所	2事業所
介護老人福祉施設	0事業所	5事業所	2事業所	0事業所	2事業所
介護老人保健施設	0事業所	4事業所	2事業所	0事業所	3事業所
介護医療院	2事業所	3事業所	1事業所	0事業所	3事業所

＜　広域型サービス＞
●居宅（在宅）サービスの中でも、訪問系サービスが不足と感じる事業所が多い。

認知症対応型通所介護

圏域	不足していない	やや不足	不足	大いに不足	判断できず
東湊・崎山・南北大呑地区	1事業所	0事業所	1事業所	0事業所	7事業所
袖ケ江・矢田郷地区	1事業所	0事業所	1事業所	0事業所	7事業所
御祓・西湊地区	1事業所	0事業所	1事業所	0事業所	7事業所
石崎・和倉・能登島地区	1事業所	0事業所	1事業所	0事業所	7事業所
徳田・高階・田鶴浜地区	0事業所	1事業所	1事業所	0事業所	7事業所
中島地区	1事業所	1事業所	2事業所	0事業所	5事業所

地域密着応型通所介護

圏域	不足していない	やや不足	不足	大いに不足	判断できず
東湊・崎山・南北大呑地区	1事業所	0事業所	2事業所	0事業所	6事業所
袖ケ江・矢田郷地区	1事業所	0事業所	2事業所	0事業所	6事業所
御祓・西湊地区	1事業所	0事業所	2事業所	0事業所	6事業所
石崎・和倉・能登島地区	1事業所	1事業所	1事業所	0事業所	6事業所
徳田・高階・田鶴浜地区	0事業所	1事業所	2事業所	0事業所	6事業所
中島地区	1事業所	1事業所	2事業所	0事業所	5事業所

小規模多機能型居宅介護

圏域	不足していない	やや不足	不足	大いに不足	判断できず
東湊・崎山・南北大呑地区	1事業所	1事業所	1事業所	0事業所	6事業所
袖ケ江・矢田郷地区	1事業所	0事業所	2事業所	0事業所	6事業所
御祓・西湊地区	0事業所	0事業所	3事業所	0事業所	6事業所
石崎・和倉・能登島地区	1事業所	0事業所	2事業所	0事業所	6事業所
徳田・高階・田鶴浜地区	1事業所	0事業所	2事業所	0事業所	6事業所
中島地区	0事業所	3事業所	1事業所	0事業所	5事業所

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

圏域	不足していない	やや不足	不足	大いに不足	判断できず
東湊・崎山・南北大呑地区	1事業所	2事業所	0事業所	0事業所	6事業所
袖ケ江・矢田郷地区	1事業所	1事業所	1事業所	0事業所	6事業所
御祓・西湊地区	0事業所	2事業所	1事業所	0事業所	6事業所
石崎・和倉・能登島地区	0事業所	4事業所	0事業所	0事業所	5事業所
徳田・高階・田鶴浜地区	1事業所	3事業所	0事業所	0事業所	5事業所
中島地区	2事業所	3事業所	0事業所	0事業所	4事業所

＜　地域密着型サービス　＞

●小規模多機能居宅介護、グループホームにおいて、不足感を感じる事業所が多い。

４　介護支援専門員の不足度（問３から問７）

問　貴事業所が管理する令和８年６月のケアプラン担当件数をお答えください。【件数を表示】

問　貴事業所に所属する従業者の人数をお答えください。【人数を表示】

事業所名	介護支援専門員	主任介護支援専門員	その他の職員	要支援	要介護	運営基準に基づく取扱件数	ケアマネ1人あたりの件数
事業所Ａ	4人	3人	0人	49件	184件	200.3件	28.6件
事業所Ｂ	0人	2人	0人	15件	75件	80.0件	40.0件
事業所Ｃ	1人	4人	1人	11件	140件	143.6件	28.7件
事業所Ｄ	0人	1人	1人	0件	15件	15.0件	15.0件
事業所Ｅ	4人	3人	0人	42件	212件	226.0件	32.2件
事業所Ｆ	1人	1人	1人	35件	52件	63.6件	31.8件
事業所Ｇ	2人	8人	1人	54件	368件	386.0件	38.6件
事業所Ｈ	0人	2人	0人	6件	62件	64.0件	32.0件
事業所Ｉ	0人	3人	0人	20件	90件	96.6件	32.2件

●ケアマネ１人当たりの担当件数は、事業所ごとにバラつきが見られる。

●ケアマネが少ない事業所では、１人当たりの担当件数が多い。【３０件超／人】

問　職務ごとの従業者の年齢層についてお答えください。

問　従業者の不足度をお答えください。また、現状の業務量や今後の従業者の退職を勘案し不足する人数を教えてください。

職種	29歳以下	30～40歳代	50歳代	60歳代	70歳代
介護支援専門員	0人	5人	2人	2人	0人
主任介護支援専門員	0人	7人	15人	2人	0人
その他の職員	0人	1人	1人	0人	0人
計	0人	13人	18人	4人	0人

●５０歳台が最も多く、若年のケアマネがいない状況である。

職種	不足していない	不足している	不足する人数
介護支援専門員	4事業所	5事業所	5人
主任介護支援専門員	7事業所	2事業所	2人
その他の職員	7事業所	2事業所	1人

●管理者的な役割を果たす主任ケアマネより、実務の中心を担うケアマネが不足すると感じている。

●過去の事例も含み、ケアマネが不足していることを理由に新規利用や既存の利用者の支援頻度を制限したことがある事業所は、７事業所（７７．７%）であった。

５　事業所運営の課題（問３から問７）

問　事業を運営するうえで、課題となっていることについてお答えください。（影響度合いが高いものを３つまで回答）【複数回答】

従業者の採用が難しい	離職する従業者が多い	従業者の能力向上が難しい	収益が少ない	運営費がかさむ	利用者が少ない	利用者ニーズがつかめない	苦情、トラブルが多い	必要な情報の入手が困難	地域との連携が不十分
7事業所	1事業所	0事業所	7事業所	3事業所	1事業所	0事業所	0事業所	0事業所	3事業所

同業者との連携、情報交換	利用者の意思決定支援	特に課題はない	その他
2事業所	0事業所	0事業所	0事業所

●介護人材不足を背景に従業者（ケアマネ）の採用に最も苦労している。

●居宅介護支援事業にかかる介護報酬が低いと感じている。

問　利用者の在宅生活を支えるうえで必要不可欠でありながら、介護保険の報酬対象外として介護支援専門員が行っている無償での支援（シャドーワーク）についてお聞きします。実際に支援している事例について、頻度が多い項目を３つまでお答えください。
【複数回答可】

日常生活上の家事（ゴミ出し、荷物の受取りなど）	加算の要件とならない通院同行	買い物（同行、代行を問わず）	介護サービス利用料や公共料金の支払い	預貯金の引出、振込	救急時の対応（救急車への同乗、自動車での搬送など）	入院、施設入所時の身元保証の代理	行政書類の作成、提出の代行	徘徊時の捜索	利用者の近隣トラブル
1事業所	2事業所	1事業所	1事業所	0事業所	4事業所	1事業所	7事業所	1事業所	0事業所

家族関係の調整	介護に関係のない相談	その他
4事業所	4事業所	0事業所

●本来、利用者やその家族が行うべきものをケアマネが担っている実態が見てとれる。

６　介護保険制に対する事業所の意見（自由記載）

＜　人材確保、処遇に関すること　＞

- どの事業担当者からも人材確保ができていない話が聞かれる。国の対策に任せておいて済む段階ではないと考える。
- ケアマネには処遇改善手当が出ておらず、介護職との年収格差がありる。介護職からケアマネに職種変更するケースが少ない。
- 介護支援専門員の更新制度を軽減してほしい。

＜　その他　＞

- 介護サービスの提供状況（過不足）に関しては、市全体としては充足しているとしても、地域ごとに見ると不足している。
- 市内に訪問入浴事業所が存在していない現状をそろそろ改善していただきたい。
- 仕事外の行政や支払いなどの手続きを対応する場合、介護支援専門員の個人情報の提出をやめてほしい。
- 居宅介護支援の契約はあるものの、介護サービスを利用していない利用者について、家族から頻回の相談や医療機関からの問い合わせ等があり、対応が必要となる場合がある。事業所として一定の時間と労力を要する。サービス未利用でも必要な支援に対して、保険給付ができる制度が整備されることを望む。